

一般社団法人日本在宅ケア学会実践・研究助成に関する規定

(目的)

第1条 一般社団法人日本在宅ケア学会定款第3条による事業として、実践・研究者の育成のために、実践・研究費用の一部を助成し、その実践・研究成果により在宅ケアの発展に寄与することを目的とする。

(資金)

第2条 事業の資金は本会の事業予算をもって充てる。会計年度は5月1日より翌年4月30日までとする。

(対象)

第3条 実践・研究代表者としての本事業への応募資格は、申請年度の4月末日の時点で一般社団法人日本在宅ケア学会会員であるもの。

2. 実践・研究が継続され、更に継続して事業による資金を希望する者は改めて申請を行うこととする。

(義務)

第4条 この事業による資金を受けた者は、対象実践・研究課題の業績成果を2年以内に一般社団法人日本在宅ケア学会学術集会において口頭発表する。また日本在宅ケア学会誌に、論文を投稿することを推奨する。

2. 実践・研究成果の公表を行う際には、一般社団法人日本在宅ケア学会実践・研究助成事業による実践・研究であることを明示しなければならない。

(罰金)

第5条 事業による資金を受けた者の負う義務を怠り、また一般社団法人日本在宅ケア学会会員としてその名誉を甚だしく毀損する行為のあった場合は、委員会が査問を行い、理事会の審議のうえ贈与した資金の全額の返還を求めることがある。

(委員会)

第6条 実践・研究助成事業(以下 事業)の運営は実践・研究助成委員会(以下 委員会)が所掌し、理事会の承認を得て、実践・研究助成委員会委員5名により事業の運営を行う。

- 1) 委員会の長が運営を総括する.
- 2) 委員会は次の事業を掌務する.
 - ①事業の公募, 選考, 決定及び理事長へ報告.
 - ②事業対象者の義務履行の確認, 及び不履行の査問, 返還の義務等につき理事長に報告を行う.
 - ③その他, 事業実施に必要な活動.

(募集要領)

第7条 委員会は募集要領を別に定め, 会員に公告する.

(審査結果の公告)

第8条 委員会は応募締切り後ただちに審査会を開催し, 規定に基づいて速やかに当該者を選考し, その結果を理事長に報告, 会員に公告する.

(支給)

第9条 総額60万円以内, 1件当たり20万円を上限とし, 相当と認められた実践・研究課題の費用に充当するものとして選考された会員に送付する.

(改廃手続)

第10条 本規定の改廃は理事会が行う.

附則 この規定は平成28年5月21日より施行する.